

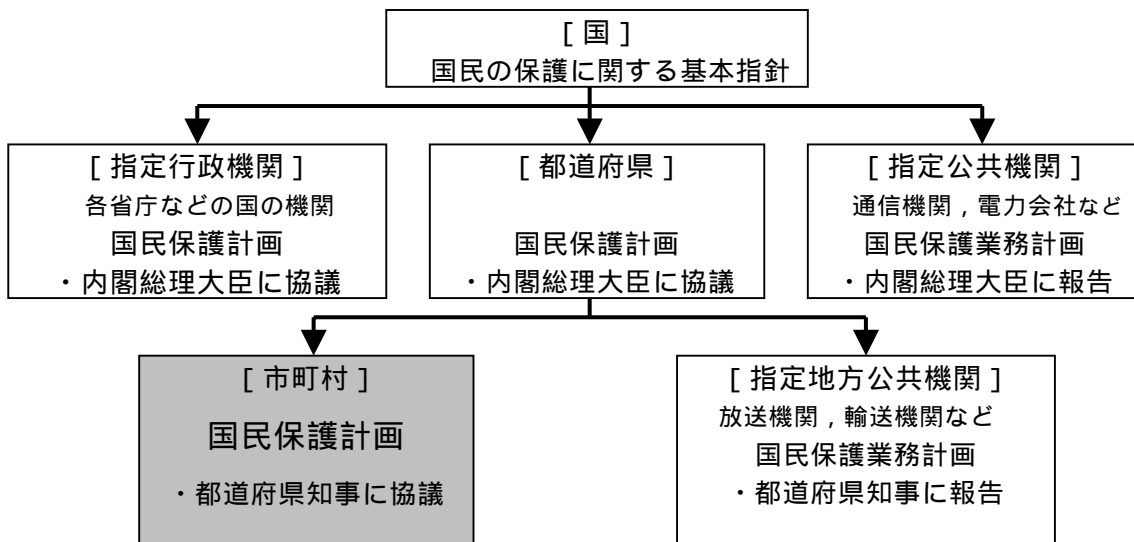
「宇都宮市国民保護計画」の策定体制等について

1 策定の目的

武力攻撃事態等において、国の指示のもと各省庁、地方公共団体、公共機関が相互に連携協力し、国民の保護のために万全の措置を講じるため策定する。

2 計画の位置付け

- ・ 国民保護法（以下「法」という。）により、各省庁、都道府県及び市町村において国民保護計画の策定が義務付けられている。
- ・ 法第35条により、市町村の国民保護計画は、平成17年度中に策定予定の都道府県の国民保護計画に基づき策定することが定められている。



3 計画の内容

(1) 計画に定める主な内容

- ・ 警報の伝達
- ・ 避難の誘導
- ・ 救援に関する県への協力
- ・ 武力攻撃に係る応急措置
- ・ 国民の保護措置を実施するための事項
(体制整備に関する事項、訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項、関係機関との連携に関する事項等)

(2) 策定方法

計画（案）を作成し、宇都宮市国民保護協議会に諮問・答申後、知事に協議し策定する。策定後、計画を議会に報告する。

4 計画策定体制等

(1) 庁内推進組織（宇都宮市国民保護計画推進本部） 別紙1 参照

武力攻撃事態等において、市の全機能を活用し、本市のすべての住民の生命・身体・財産を守るための計画であることから、市長を中心とした全庁横断的な組織を設置する。

- ・ 本部会議・・・本部長は市長とし、助役，収入役，全部局等の長で構成する。計画の作成及び変更などの事務を行う。
- ・ 幹事会・・・幹事長は行政経営部次長とし、全部局等の次長で構成する。推進本部の下部組織として全庁的な調整などの事務を行う。
- ・ 検討会・・・行政経営課長を座長とし、各部局等の筆頭課長で構成する。計画の原案を作成する。

(2) 諮問機関

国民保護協議会・・・市長を会長とし、国，県，市の職員のほか、関係機関の職員を委員とする諮問機関である。

(3) その他

市議会・・・策定した計画は、議会への報告が義務付けられている。また、策定中も、随時、情報提供を行う。

5 スケジュール

17年	7月	庁内検討組織の設置
	12月	条例の制定（宇都宮市国民保護協議会条例， 宇都宮市国民保護対策本部設置条例）
18年	2月	宇都宮市国民保護協議会の設置
	9月	計画（素案）の作成
	11月	栃木県知事への事前協議 パブリックコメントの実施
	12月	計画（案）の作成 宇都宮市国民保護協議会への諮問
19年	1月	宇都宮市国民保護協議会からの答申
	2月	栃木県知事への協議
	3月	計画の策定 議会への報告及び公表
	4月～	計画の周知（パンフレット作成など）

< 策 定 体 制 >

宇都宮市国民保護計画

報告

議
会

策 定

「宇都宮市国民保護計画推進本部」

「本部会議」

本部長	市 長
副本部長	助役・収入役
本部員	各部長・消防長・上下水道事業管理者・ 教育長

「幹事会」

幹事長	行政経営部次長
副幹事長	消防本部次長
幹 事	各部次長・上下水道局次長・教育次長

「検討会」

座 長	行政経営課長
副座長	消防本部総務課長
委 員	各部局の筆頭課長

協議

栃
木
県
知
事

答申

宇
都
宮
市
国
民
保
護
協
議
会

諮問

パブリックコメント

市
民